

シンポジウム3

東日本大震災後の関係機関における災害時歯科保健医療の取組～大規模災害に備えて～

東日本大震災後の岩手県に おける災害時歯科保健医療の 取組について

岩手県保健福祉部健康国保課

岩手県口腔保健支援センター

森谷 俊樹

岩手県東日本大震災津波復興計画

〈計画期間・構成〉

計画の対象：岩手県全域

計画の期間：平成23年度から平成30年度までの8年間の計画

計画の構成：復興基本計画及び復興実施計画により構成

◆復興基本計画

復興に向けての「目指す姿」や原則、具体的取組等を明らかにするもの

◆復興実施計画

復興のために行う施策、事業及びその工程表等を明らかにするものであり、3つの期間に区分して策定



目指す姿の実現に向けた取組の体系

「安全」の確保

- I 防災のまちづくり
- II 交通ネットワーク

「暮らし」の再建

- I 生活・雇用
- II 保健・医療・福祉
- III 教育・文化
- IV 地域コミュニティ
- V 市町村行政機能

「なりわい」の再生

- I 水産業・農林業
- II 商工業
- III 観光

いのちを守り

海と大地と共に生きる

ふるさと岩手・三陸の創造

三陸創造プロジェクト

II
 保健・医療・福祉

取組項目

災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制の整備

健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童等への支援

構成事業

- 被災地医療施設復興支援事業
- 被災地高齢者支援事業
- 障がい福祉サービス復興支援事業
- 療育センター管理運営事業
- 児童福祉施設等災害復旧事業
- 医師確保対策推進事業
- 地域医療医師支援事業
- 岩手県看護職員修学資金貸付金
- 安心と希望の医療を支える看護職員確保定着推進事業
- 被災地健康維持増進事業
- 被災地薬剤師確保事業
- 被災地看護職員確保定着支援事業
- 県立宮古高等看護学院施設整備事業
- 介護人材確保事業
- ◎介護人材就業促進事業
- ◎被災地サポート拠点職員資格取得促進事業
- ◎被災地介護職員住環境整備支援事業
- 救助と医療をつなぐ災害時実践力強化事業
- ◎東日本大震災医療救護診療録分析事業
- ドクターヘリ運航事業
- 災害医療体制整備事業
- 災害拠点病院等非常用設備整備事業
- 被災県立病院整備事業
- ICTを活用した保健・医療・福祉サービスの連携推進
- 介護サービス施設整備等臨時特例事業

- 被災地健康維持増進事業
- 被災地健康相談等支援事業
- 被災地特別健診等支援事業
- 市町村保健センター復旧支援
- 児童養育支援ネットワーク事業
- こころのケアセンター等設置運営事業
- 子どものこころのケアセンター運営事業
- 緊急スクールカウンセラー等派遣事業

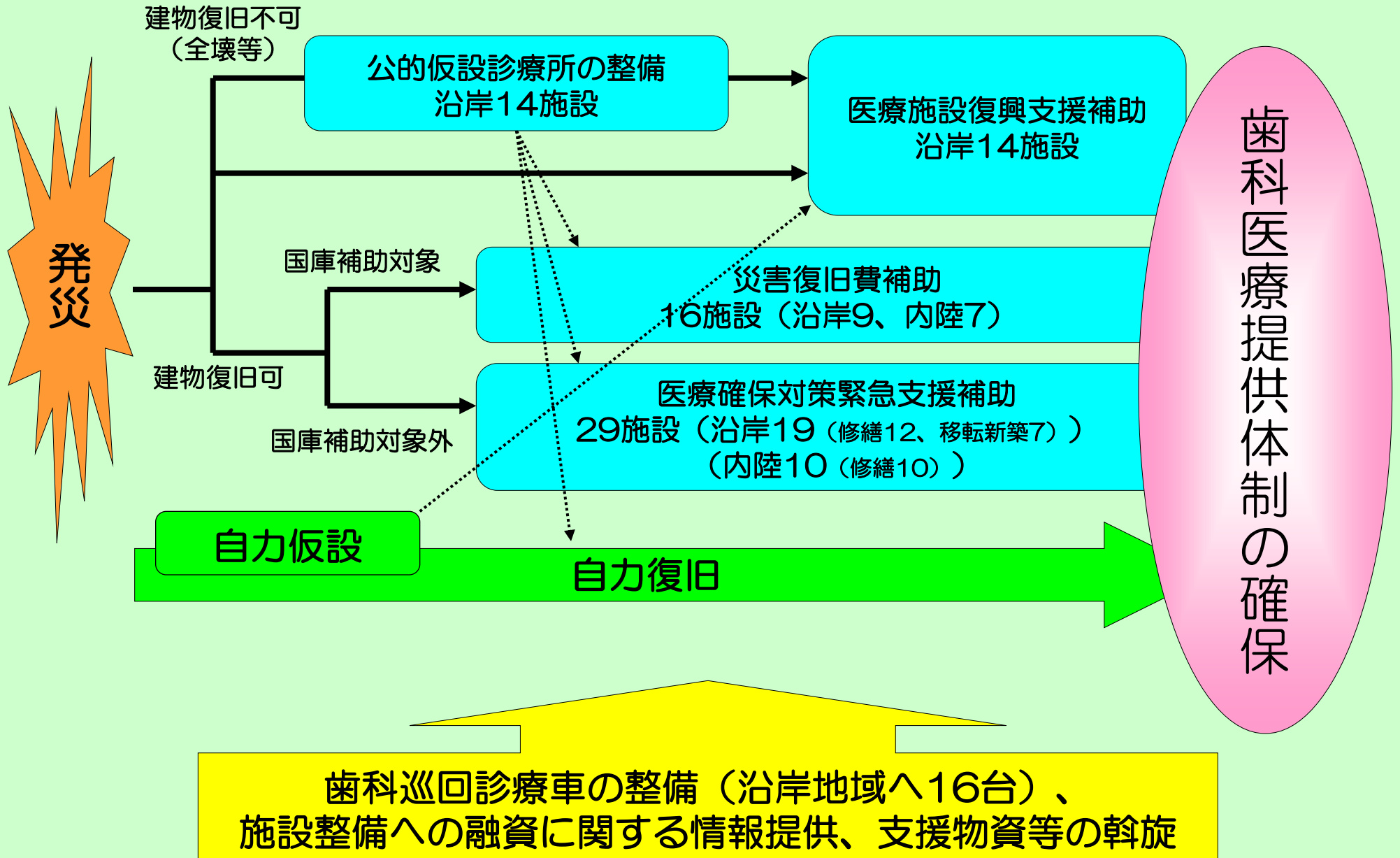
〈被災地医療施設復興支援事業〉
 被災した医療施設の移転・新築を支援

〈被災地健康相談支援事業〉
 被災地の保健活動、食生活・栄養支援活動、口腔ケア活動に対応するため、応急仮設住宅集会所等を活用し、健康相談、保健指導、歯科検診、口腔ケア指導等を実施

- ・ 被災地健康相談支援事業
- ・ 被災地口腔ケア推進事業

歯科診療所の復旧・復興支援

(平成26年度末現在)



歯科診療所の被災状況及び再開状況

〈県内〉

岩手県保健福祉部医療政策室調べ（平成27年4月1日現在）改変

	震災前 施設数	被災状況				
		全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	合計
沿岸	109	37	9	2	12	60
内陸	504	0	0	0	81	81
総数	613	37	9	2	93	141

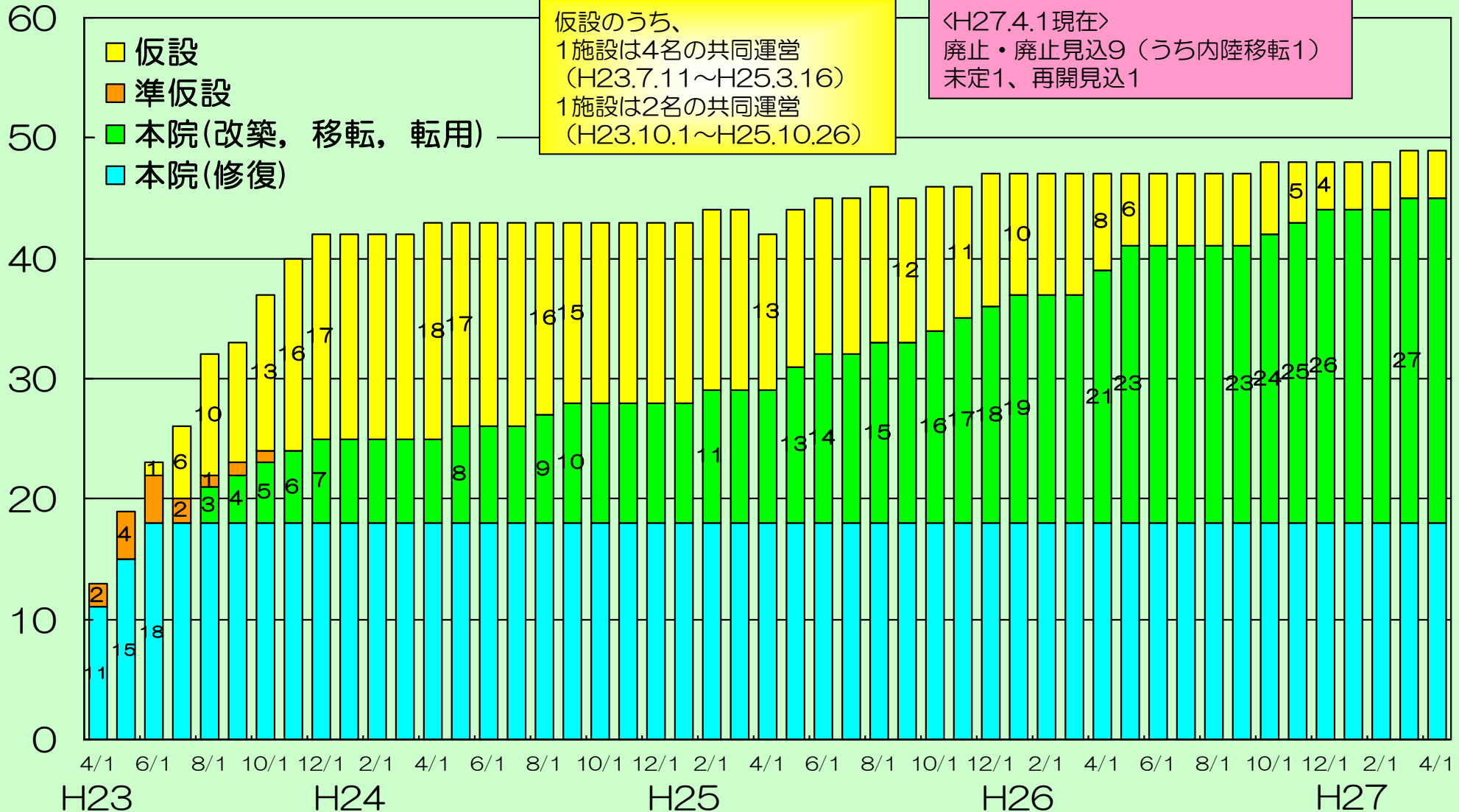
	被災施設数	再開状況				
		継続・再開		再開見込	廃止 (見込含)	未定
		本院	仮設			
沿岸	60	45	4	1	9	1
内陸	81	81	0	0	0	0
総数	141	126	4	1	9	1

※廃止（見込含）の9施設のうち、内陸移転（大槌→遠野）が1施設

岩手県沿岸地域の被災した歯科診療所の再開状況

準仮設：避難所等で診療スペースを確保し、ポータブル機器にて診療すること

施設数



被災地口腔ケア推進事業

1 目的

東日本大震災津波による被災者を対象として、応急仮設住宅集会所等を定期的に巡回し、歯科健診、歯科相談及び口腔ケア等の歯科保健活動を実施することにより、被災住民の歯及び口腔の健康の維持増進を図る。

2 実施主体

岩手県 ※岩手県歯科医師会に委託

3 実施期間

平成23年9月から現在まで

4 対象地域

平成23年度 沿岸7市町村

(陸前高田市、大船渡市、釜石市、大槌町、宮古市、山田町、野田村)

平成24年度 沿岸10市町村

(陸前高田市、大船渡市、釜石市、大槌町、宮古市、山田町、岩泉町、
田野畑村、久慈市、野田村)

平成25年度～ 沿岸5市町村

(陸前高田市、大船渡市、釜石市、大槌町、山田町)

5 事業内容

(1) 応急仮設住宅等の住民等を対象とした歯科保健活動の実施

歯科医師1名、歯科衛生士等2名程度を1チームとして応急仮設住宅集会所等を巡回し、被災住民を対象に下記の歯科保健活動を実施する。

- ① 歯科健診
- ② 歯科相談
- ③ 歯口清掃指導
- ④ 乳幼児及び児童に対する間食指導
- ⑤ 高齢者に対する口腔ケア
- ⑥ 普及啓発
- ⑦ その他（簡単な義歯調整）

(2) 高齢者施設等の利用者を対象とした歯科保健活動の実施

歯科医師1名、歯科衛生士等2名程度を1チームとして高齢者施設等を巡回し、施設利用者の歯科健診、歯科相談及び口腔ケア並びに施設職員に対する口腔ケアの実技指導を実施する。

6 予算

平成23年度 8020運動推進特別事業費
平成24年度～ 介護サービス施設等整備臨時特例基金



応急仮設住宅集会所での
活動の様子



高齢者施設での活動の様子

条例の制定、計画の策定・見直し（災害歯科保健医療に関わるもの）

- 平成25年3月 岩手県地域防災計画の見直し
※「医療・保健計画」に歯科医療救護班の編成及び活動内容を追記
- 平成25年3月 岩手県保健医療計画策定
※「災害時における医療体制」に避難所等の口腔ケア体制を明示
- 平成25年3月 岩手県口腔の健康づくり推進条例制定
※ 県が県民の口腔の健康づくりを推進する基本的な施策として、災害時における歯科保健医療の確保と災害後の体制の整備について規定
- 平成26年7月 イー歯トープ8020プラン（岩手県口腔の健康づくり推進計画）策定
※ 大規模災害時における歯科保健医療の体制について、現状、課題、目標、施策等を明示
- 平成27年3月 岩手県地域防災計画の見直し
※「医療・保健計画」に歯科医療救護活動の終了後に実施する歯科保健活動を追記

岩手県口腔の健康づくり推進条例

(平成25年3月26日制定、同年3月29日公布、同年4月1日施行)

歯と口の健康づくりのために
～ライフステージに応じて実践しましょう～

	歯みがき	食生活	その他
乳幼児期	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日歯磨きが仕上げ磨きをしましょう ・幼児期に入ったら、自分で磨く練習をしましょう ・保護者は定期的に仕上げ磨きの指導を受けましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な時期に母乳しましょう ・離乳食が徐々に食育するようバランスのとれた食事をよく噛んで食べましょう ・甘いおやつや飲み物は適量を決まった時間にとりましょう ・食に興奮を誘ふ、また正しい歯磨き身につけましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ・フッ化物によるむし歯予防法を服用しましょう ・定期的に歯科検診を受けましょう ・妊娠の方は、子どもの歯が妊娠中に作られることを理解しましょう
学齢期	<ul style="list-style-type: none"> ・食後の歯みがき習慣を身につけ、生えている歯の永久歯もきちんと磨きましょう ・自分に合った歯ブラシを使いましょう ・デンタルフロス等を使用して、歯と歯の間の歯垢を除去しましょう ・定期的に歯みがき指導を受けましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ・歯や口が酸やかに腐食するようバランスのとれた食事をよく噛んで食べましょう ・朝食や夜食に注意し、規則正しい食生活を心がけましょう ・食に興味を持ち、また正しい歯磨き身につけましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の歯と歯肉の状態に気をもち、定期的に健診しましょう ・フッ化物によるむし歯予防法を服用しましょう ・フィッシャーシーラント^{※1}によるむし歯予防処置を受けましょう
成人期	<ul style="list-style-type: none"> ・自分に合った歯ブラシや歯間ブラシ、デンタルフロス等を使い、歯垢を除去しましょう ・定期的に歯みがき指導を受けましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病の予防のためバランスのとれた食事をよく噛んで食べましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に自分の歯と歯肉の状態を健診しましょう ・歯と口の健康づくりに関する正しい知識を身につけましょう ・かかりつけ歯科医で定期的に歯磨き指導のクリーニングを受けましょう ・口臭を予防するために歯と口のケアをしましょう
高齢期	<ul style="list-style-type: none"> ・自分に合った歯ブラシや歯間ブラシ、デンタルフロス等を使い、歯垢を除去しましょう ・定期的に歯みがき指導を受けましょう ・入れ歯を清潔にしましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ・口の機能を維持するためバランスのとれた食事をよく噛んで食べましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ歯科医で定期的に歯磨き指導のクリーニングを受けましょう ・関与性肺炎^{※2}の予防のために口腔ケア^{※3}を心がけましょう

※1 フィッシャーシーラントとは、歯肉の深い溝など、歯磨きが届きにくい歯と歯の隙間に塗布してむし歯を予防する方法のことです。
 ※2 関与性肺炎（「おまんこ肺炎」）とは、高齢や寝たきりなどから口腔内の細菌が増えることで、口のなかの細菌や真菌が気管に入り込んで起こる肺炎のことです。
 ※3 口腔ケアとは、高齢者や、認知症高齢者からの口腔ケアにより、口の乾燥を防ぐこと、嚥下の改善、口腔内のケア（歯磨き）などにより口腔の健康（口臭・嚥下・食べること）を改善することです。

お問い合わせ先

- ◆岩手県保健福祉部健康国保課
〒020-8570 盛岡市内丸10-1 TEL 019-629-5468 FAX 019-629-5474
- ◆一般社団法人岩手県歯科医師会
〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通2-5-25 TEL 019-621-8020 FAX 019-654-5474

「岩手県口腔の健康づくり推進条例」
ができました 平成25年4月1日施行



「岩手県口腔の健康づくり推進条例」について

歯と口の健康づくりを通じて県民の皆さんが生涯にわたり生き生きと安心して質の高い生活を送ることができるよう、県民の皆さん、県、市町村、歯科保健医療関係者、保健医療関係者等の役割や県の道徳を定めたもので、平成25年3月に議員提案により制定しました。

岩手県 岩手県議会 一般社団法人岩手県歯科医師会

口腔の健康づくりに関する基本的な施策

- (1) 妊婦及び乳幼児の歯科保健に係る相談、指導等に関すること
- (2) 幼児、児童及び生徒のむし歯及び歯肉炎の予防対策に関すること
- (3) 成人の歯周病の予防対策に関すること
- (4) 高齢者及び介護を必要とする者の口腔の機能を維持し、又は向上させるための対策に関すること
- (5) 障がいのある者のむし歯及び歯周病の予防対策並びに歯科に係る検診の体制の整備に関すること
- (6) 県民の口腔の健康づくりの推進に携わる者の確保及び資質の向上に関すること
- (7) 災害発生時における口腔の衛生の確保及び平時における災害に備えた口腔保健サービスの提供のための体制の確立に関すること
- (8) 東日本大震災津波により被災した地域における口腔保健サービスの提供のための体制の整備に関すること
- (9) 前各号に掲げるもののほか、県民の口腔の健康づくりの推進に必要な施策に関すること

イー歯トープ8020プラン

(岩手県口腔の健康づくり推進計画)

(平成26年7月18日策定)

イー歯トープ8020プラン

(岩手県口腔の健康づくり推進計画)

2014-2022



平成26年7月

岩手県

はじめに



乳幼児から高齢者まで生涯にわたって心身ともに健やかに過ごすためには、食べること、歯をすることの基礎となる口腔の健康づくりがとて重要です。

また、近年、歯周病と糖尿病等の生活習慣病との関連性が示されるなど、口腔の健康づくりは、全身の健康づくり、生活の質(QOL)を保つために一層重要となっています。

本県では、全国に先駆けて実施してきた「8020運動」や「健康いわて21プラン」により、県民の口腔の健康づくりに努めてまいりました。また、東日本大震災後においては、沿岸地域の口腔衛生の確保の取組を積極的に行ってきたことから、歯科医療者養成活動、口腔ケア活動及び被災歯科診療の支援等により被災地の口腔保健サービス体制の復旧・整備に努めてきたところです。

こうした中、県では、平成25年4月に施行された「岩手県口腔の健康づくり推進条例」の趣旨を踏まえ、本県の口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「イー歯トープ8020プラン(岩手県口腔の健康づくり推進計画)」を策定いたしました。

本計画では、「県民の主体的な口腔の健康づくりの促進」、「生涯を通じて歯科保健サービスの利用が可能な環境の整備」の2つの基本方針のもと、「口腔の健康づくりの推進により、すべての県民が生き生きと安心して質の高い生活を送ることができる社会の実現」を目指すこととしています。このため、「ライフステージに応じた口腔の健康づくり」、「障がい児・者及び要介護者の口腔の健康づくり」、「大規模災害時における歯科保健医療の体制」、「口腔の健康づくりのための普及啓発及び人材育成」の4つの施策を掲げ、口腔の健康づくりによる県民の生涯にわたる健康の維持増進を導いてまいります。

今後は、本計画に基づき、関係者の皆様と連携・協力を図りながら、口腔の健康づくりを推進していきますので、県民の皆様の一層の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たりまして御尽力いただきました関係者の皆様をはじめ、貴重な御意見をいただきました多くの県民の皆様には深く感謝いたします。

平成26年7月

岩手県知事 達増拓也



わんこぎょうだい・そばっちゃん



日本歯科医師会PRキャラクター
「よめさん」岩手県バージョン

イー歯トープ8020プラン
(岩手県口腔の健康づくり推進計画)

発行年月 平成26年7月

編集・発行 岩手県保健福祉部健康国保課
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1
TEL019-629-5468, FAX019-629-5474

イー歯トープ8020プランの概念図

目指す姿



口腔の健康づくりの推進により、すべての県民が生き生きと安心して質の高い生活を送ることができる社会の実現



基本方針

- ① 県民の主体的な口腔の健康づくりの促進
- ② 生涯を通じて歯科保健サービスの利用が可能な環境の整備

施策の方向性

① ライフステージに応じた口腔の健康づくり

② 障がい児・者及び要介護者の口腔の健康づくり

③ 大規模災害時における歯科保健医療の体制

④ 口腔の健康づくりのための普及啓発及び人材育成

施策（取組の方向性）

① 発生時における歯科保健医療の確保

- 災害時の歯科保健医療活動に関する体制の構築
- 災害時における歯科医療救護活動及び口腔ケア等の歯科保健活動の実施
- 平時における歯科保健医療活動の研修・訓練の実施

② 東日本大震災津波の被災地域における歯科保健医療の確保

- 被災地の応急仮設住宅集会所等における歯科保健活動の実施

岩手県歯科医師会における災害時歯科保健医療の取組

- | | |
|-----------------|---|
| 平成25年度 | リーフレット「災害時の歯科保健医療」作成
講演会の開催 |
| 平成25年9月 | 岩手県総合防災訓練への参加
※ 遺体処置訓練 |
| 平成26年3月 | 「大規模災害時 岩手県歯科医師会行動計画」策定
「大規模災害時 身元確認作業マニュアル」策定 |
| 平成26年8月 | 岩手県総合防災訓練への参加
※ 救護所設置・運営訓練、遺体処置訓練 |
| 平成27年7月
(予定) | 岩手県総合防災訓練への参加
※ 救護所設置・運営訓練、遺体処置訓練
※ 避難所における口腔ケア訓練 |

災害時歯科保健に係る普及啓発リーフレット（平成25年度作成）

ご遺体を家族にお返しするために

歯科医師が身元確認作業をお手伝いします

歯の形質をとることで、多くの方の身元を確認することができました。



（東日本大震災直後の活動より）



（東日本大震災直後の活動より）

災害時の歯科医療

歯科医師とスタッフが伺いします

お口の息を痛みや腫れで困ったときには、避難所や仮設住宅などを巡回しますのでご相談ください。



（東日本大震災直後の活動より）



（東日本大震災直後の活動より）

NDPの被災地支援活動は被災地自治体職員により行われます。

災害時の歯科保健

大災害が起きると避難所や仮設住宅での生活を余儀なくされます。電気がつかえない。水が出ない。食べ物がない。そして、歯みがきができないかも…。



お口の健康は、あなたの **命** を守ります。

日ごろからこころがけること

- むし歯や歯周病のチェックをしましょう。
- お口の手入れのしかたを学んでおきましょう。
- 入れ歯を合わせておきましょう。
- 治療を中断しているときは再開しましょう。
- 防災グッズに歯みがき用品を入れておきましょう。



岩手県歯科医師会

協力：岩手県・岩手県歯科衛生士会・岩手県歯科技工士会

お問合せ先：岩手県歯科医師会 TEL 019-621-8020

口腔ケアは命を守る！

衛生士はお口の健康をサポートします

を清潔に
長期はもちろん、かぜや発熱（感染症）の予防にもなります。ペットボトルのキャップ1杯の水でも「うがい」はできます。

- よく噛もう！
消化吸収、唾液の分泌促進、脳が元気になる噛みグリップ。ひと口、30回噛みましょう。

唾液腺マッサージにチャレンジ！



- 入れ歯の手入れ
入れ歯は歯肉の形状、毎日きれいに！乾燥すると変形します。

- 防災グッズに歯みがき用品は入っていますか



（東日本大震災直後の活動より）

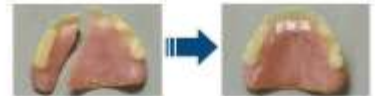
噛むことは元気のみならず！

入れ歯は歯科技工士が作ります

- 壊れた！
壊れたままの入れ歯では歯磨きできません。



入れ歯は、その場で修理ができます。



- 入れ歯を作るためには
通常4～5日の過程が必要ですが、緊急を要する時は、歯科医師と一緒に仮の入れ歯を1日で作ることも可能です。



（東日本大震災直後の活動より）

岩手県歯科医師会「大規模災害時
岩手県歯科医師会行動計画」

岩手県歯科医師会「大規模災害時
身元確認作業マニュアル」



岩手県歯科医師会「大規模災害時 岩手県歯科医師会行動計画」

- 1 目的
- 2 初動体制から連携構築まで
岩手県歯科医師会、地区歯科医師会、各会員の対応
- 3 被災者への歯科保健医療活動
被災地の歯科医療救護活動、歯科保健活動
- 4 身元確認作業
岩手県歯科医師会の対応、検視・検案に関わる歯科医師の業務、身元確認作業班の組織図および連絡体制
- 5 地域歯科医療の復旧
被災会員への支援、会員歯科医療機関の復旧（再開）の支援、復旧（再開）に必要な行政手続き等の整理および周知
- 6 県外からの支援の受け入れ体制
- 7 災害対策の継続化と強化
- 8 資料集

H26岩手県総合防災訓練への参加 (岩手山の噴火及び土石流を想定した訓練)

土石流発災後の防災対策・応急対策として

- 救護所設置・運営訓練

避難所内に救護所を設置し、関係機関の連携による医療救護活動を行う。

- 遺体処置訓練

関係機関が連携し、発見された遺体の搬送、安置後、検視及び検案並びに身元の確認及び判定作業を行う。

機材チェック

「東日本大震災後の関係機関における災害時歯科保健医療の取組～大規模災害に備えて～」
第64回口腔衛生学会シンポジウム, 2015年5月29日



診察（下顎骨骨折の疑い）



岩手県災害時福祉広域支援機構

大規模災害時における要援護者の様々な福祉・介護等のニーズ把握や応急支援などを広域的に行う仕組みづくりについて協議・検討するとともに、大規模災害発生時において「災害派遣福祉チーム」の派遣主体となる官民学の共同組織として「岩手県災害福祉広域支援推進機構」を設置するもの

〈設置日〉

平成25年9月

〈構成〉

本部長：岩手県知事 副本部長：岩手県保健福祉部長

事務局：社会福祉法人岩手県社会福祉協議会

委員：構成団体（福祉関係、医療・保健関係、学識経験者、行政）の代表者等

〈主な活動内容〉

- 広域的な要援護者支援のあり方、チームの派遣調整に関する検討・協議
- 市町村、関係機関・団体との協力連携体制の構築（事前協定締結等）
- チーム活動に関する周知、啓発
- チーム員の募集、研修の実施、チーム員の登録及びチーム編成
- 災害発生時の被災地へのチーム派遣決定 等

災害派遣福祉チームについて

設置：平成26年3月

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等の福祉専門職で一定の研修を受けた者をチーム員として登録し、災害救助法が適用となる程度の大規模災害発生時に編成。行政、保健・医療、避難所運営者、その他関係者と連携し、避難所等において要援護者の支援活動を行う。派遣主体は岩手県災害福祉広域支援推進機構。

＜チームの概要＞

- チーム編成 福祉職の混成チーム（高齢・障がい・児童・保育等）、4～6名
- 活動期間 発災初期の概ね5日間程度（必要に応じて延長・追加派遣）
- 活動場所 一般避難所、福祉避難所等
- チーム員 福祉職能団体会員、施設職員等

＜初期対応の例＞

- 福祉相談体制の確立（避難所内相談窓口の支援等）
- スクリーニング（簡易的アセスメントによる要援護者の選別）
- 優先的搬送対応（社会福祉施設への緊急入所、福祉避難所への移送等のコーディネート）
- 福祉避難室確保対応（一般避難所内での要援護者用別室確保の支援）

＜その他の活動例＞

- 相談支援、ニーズの掘り起こし、環境整備、衛生対策、情報提供、生活支援等

大規模災害に備えた 福祉の取組

津波



風・
水害



雪害



地震

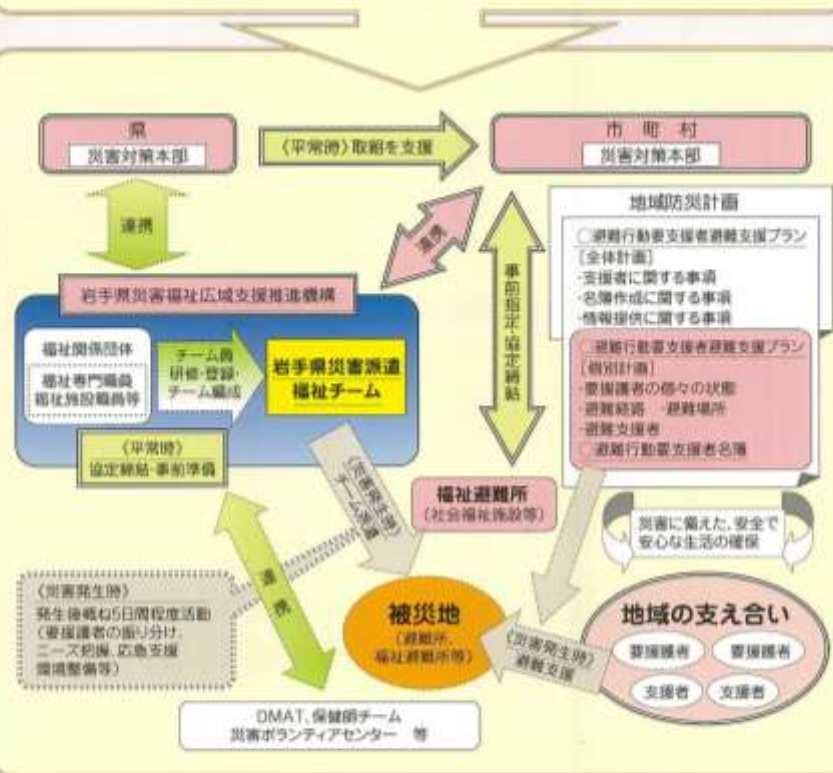


岩手県災害福祉広域支援推進機構

災害に備えて、みんなで 要援護者を守る取組を進めましょう

災害時に要援護者を守るためには、平常時からの取組が大切です。市町村による名簿や避難支援プランの作成、福祉避難所の指定のほか、様々な主体が地域ぐるみで支え合いの仕組みを作っておくことが、いざという時に役立ちます。

岩手県災害福祉広域支援推進機構では、市町村関係部局や社会福祉施設、医療・保健・福祉関係者等と連携して、災害派遣福祉チームが避難所などで有効に支援活動を行える体制の構築を目指していきます。



岩手県災害福祉広域支援推進機構

岩手県保健福祉部地域福祉課
〒020-8750 盛岡市内丸10-1 TEL.019-629-5423
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会